備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成二十八年四月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「東北管区警察局総務監察・広域調整部長」を「東北管区警察局総務監察・広域調整部長」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三条第四項」を「第十五条」に改める。

第八条第一項中「日当」を「法別表第一の日当」に改め、同条第二項中「準用する」の下に「。この場合において、前項中「法別表第一」とあるのは「法別表第二」と読み替えるものとする」を加える。

第十条中「及び第三号」を「又は第三号」に改める。

第十二条第一号及び第二号中「第七条」を「第十条」に改める。

第十三条第一号中「第七条又は第八条」を「第十条又は第十一条」に改める。

別表一（第二条関係）指定職の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「、企業会計審議会会長」を削り、「、情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員」を「、衆議院議員選挙区画定審議会委員、企業会計審議会臨時委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員」に改め、同表10級の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員」を「男女共同参画会議専門委員」の次に「、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員」を加え、「、公益認定等委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、金融審議会専門委員」を「、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員」に改める。

別表三（第二条関係）特定指定職在職者の欄中

「宮内庁次長
金融庁長官
消費者庁長官
内閣府審議官
公正取引委員会事務総長
内閣府経済社会総合研究所長」

を

「内閣府審議官
内閣府経済社会総合研究所長
宮内庁次長
公正取引委員会事務総長
金融庁長官
消費者庁長官」

に改める。

会事務総長の項

「情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員
公益認定等委員会の非常勤の委員
再就職等監視委員会委員
衆議院議員選挙区画定審議会委員
国会等移転審議会委員」

を

同表特定指定職在職者に相当するものの欄中

「衆議院議員選挙区画定審議会委員
国会等移転審議会委員
公益認定等委員会の非常勤の委員
再就職等監視委員会委員」

に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十二号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項第二号ロ(4)及び公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）第二十一条の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則及び公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

特定非営利活動促進法施行規則及び公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

（特定非営利活動促進法施行規則の一部改正）

第一条　特定非営利活動促進法施行規則（平成十年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「区」の下に「又は総合区」を加える。

（公共施設等運営権登録令施行規則の一部改正）

第二条　公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

附　則

この府令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。